

三重県運転免許センター広告掲出要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県運転免許センターにおいて、民間企業等のポスター掲出による広告を適正に行うため、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲出の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲出位置、掲出枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類 ポスター広告
- (2) 広告の掲出位置 運転免許センター1階エントランスロビー内で三重県警察が指定する位置
- (3) 掲出枠数 三重県警察が別に定める掲出枠数
- (4) 規格 大きさ A0判規格 縦1,189mm×横841mm以下のもの
形式 三重県警察が設置するスタンド式ポスターボード

(広告の掲載基準)

第3条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、「三重県運転免許センター広告掲出基準」のとおりとする。

(広告の掲出期間)

第4条 要綱第5条に規定する広告の掲出の期間は、原則会計年度（1年）単位とするが特段の支障がない場合には、1か月単位の掲出も可能とする。

また、再掲出を妨げないこととし、広告の掲出期間は最長3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲出期間は、他の応募が少ない等支障がない場合は、更新できるものとする。

(広告の募集方法)

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、三重県警察ホームページに募集要項等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 広告の掲出を希望する者は、三重県運転免許センター広告掲出申込書兼誓約書（様式第1号）により三重県警察に申し込むものとする。

(広告掲出の決定及び承諾)

第6条 三重県警察は、前条の規定による申込書等を受理したときは、受理月の翌月末までに、第16条に規定する三重県運転免許センター広告掲出審査会を開催又は稟議（持ち回り決裁）により要綱第7条第1項に規定する順位によって広告掲出を決定する。この場合、同じ順位のときは、県に納入される広告掲出料（予定額）の高いものを優先とするが、さらに同順の場合は、同一月に受理した申込書等の申込み順に決定するものと

する。

- 2 第1項の場合において、申込者1者から複数の掲出枠への掲出申込みがあった場合には、掲出枠に空きがあるときは掲出枠2枠目への掲出を認める。
なお、決定順位は第1項の規定を準用するものとする。
- 3 前項の場合において、申込者1者から3枠以上の掲出枠への申込みがあった場合には、三重県警察は、申込者1者につき掲出枠3枠目の決定は、前項の規定による申込者1者につき掲出枠2枠目の決定が完了したときにお掲出枠に空きがあるときに行うものとし、4枠目以降も同様の手続とする。
- 4 三重県警察は、前条の規定による申込みがあったときは、関係機関に対して、申込者が要綱及び三重県運転免許センター広告掲出基準に抵触するものでないか確認を行うものとする。
- 5 三重県警察は前項の規定により決定したときは、三重県運転免許センター広告掲出(不掲出)決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。
- 6 広告掲出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、三重県警察が指定する期限までに、三重県運転免許センター広告掲出承諾書(様式第3号)を三重県警察に提出するものとする。

(広告掲出料)

第7条 広告掲出料は、1枠当たり年額96,000円(消費税及び地方消費税を含む。)、月額8,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

- 2 広告主は、前項の規定による広告掲出料を、三重県警察が指定した日までに、三重県警察が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲出料の返還)

第8条 三重県警察は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出期間において当該広告を掲出しなかったときは、掲出しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲出料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲出しなかった期間が1日未満の場合は、返還しないものとする。

- 2 三重県警察は、要綱第8条第2項の規定により広告掲出を取り消した場合において、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲出料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲出料を返還する。
- 3 三重県警察は、要綱第9条の規定による広告掲出の取下げを受理した場合において、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲出料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲出料を返還する。
- 4 前各項の規定により還付する広告掲出料には、利子を付さない。

5 広告掲出料の返還その他広告掲出に係る債権は、第三者に譲渡することができない。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、三重県警察の指定する日までに、原稿を三重県警察の指定する場所に提出するものとする。ただし、提出済の原案どおりであれば、提出不要とする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は広告主が負担するものとする。

3 三重県警察は、第1項の規定により掲出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第12条及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

4 三重県警察は、広告原稿の内容が、過去に三重県警察が承認したものと同種のものであっても、社会情勢の変化その他の理由により、広告主に修正を求めるべき場合には、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の掲出)

第10条 広告の掲出は、原則、広告主が三重県警察が指定する日に、広告掲出場所に掲出しなければならない。ただし、協議の結果、三重県警察が行うこともできる。

2 掲出期間は、三重県運転免許センター広告掲出（不掲出）決定通知書（様式第2号）により通知した期間とする。

3 広告の再掲出（継続）を希望する広告主は、三重県警察が指定する日までに、三重県運転免許センター広告再掲出届出書兼誓約書（様式第4号）を三重県警察に提出するものとする。

(広告の撤去)

第11条 広告の撤去に関する作業は原則として広告主が行う。ただし、協議の結果、三重県警察が行うこともできる。

(広告掲出決定の取消し)

第12条 三重県警察は、広告の掲出が決定された後において、次のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲出の決定を取り消すことができる。

- (1) 定められた日までに広告掲出料が納付されないとき
- (2) 新たに第3条に定められた基準に反すると判断したとき

(広告掲出の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、掲出中の広告掲出を取り下げることができる。

2 広告主は、1により広告掲出を取り下げるときは、書面により三重県警察に申し出なければならない。

(広告の変更)

第14条 広告主は、広告の掲出期間が複数月にわたる場合は、三重県警察にあらかじめ協議した上、承認が得られれば、当該広告の内容を変更することができるものとする。

2 前項の承認を得ようとする広告主は、広告掲出日の10日前までに、三重県運転免許セ

ンター広告掲出変更協議申込書(様式第5号)により三重県警察に申し込むものとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、三重県警察に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(審査会)

第16条 要綱第11条の規定により、広告主の適用基準、広告物の内容等を審査するため、三重県警察に三重県運転免許センター広告掲出審査会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会は別表のとおり委員長及び委員をもって構成する。

3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第17条 審査会の事務局は、三重県警察本部警務部会計課(施設企画)に置く。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、三重県警察と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第19条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

1 この要領は平成25年1月23日から施行する。

2 この要領は平成25年3月1日から施行する。

3 この要領は平成26年2月3日から施行する。

4 この要領は平成29年1月20日から施行する。

- 5 この要領は令和2年1月20日から施行する。
- 6 この要領は令和2年12月15日から施行する。
- 7 この要領は令和3年3月29日から施行する。
- 8 この要領は令和6年1月5日から施行する。

別表（第16条関係）三重県運転免許センター広告掲出審査会委員

委 員 長	警務部会計課長
委 員	警務部警務課企画室長
	警務部会計課施設室長
	警務部総務課広報室長
	交通部運転免許センター 運転免許管理課次長